

入札説明書

本書は、令和6年9月3日付けで公告した一般競争入札（以下、「入札」という。）に関する説明書である。

この入札は、次のとおり実施する。

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

国際芸術祭「あいち」地域展開事業「底に触れる 現代美術 in 瀬戸」に係るサイン等及び作品展示ディスプレイ等制作施工業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

別添「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約の日から令和6年11月11日（月）まで

2 入札参加資格

次の（1）～（5）すべての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）（以下、「合意書」と言う。）に基づく排除措置を受けていないこと。

(3) 公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」、中分類「03. 映画等製作・広告・催事」のうち、小分類「03. 催事」及び「04. デザイン」に登録されている者であること。

(5) 過去5年以内に、国（公社及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公共団体が主体となる実行委員会等を含む）が主催する美術展等の契約において、本業務と同種かつ同規模程度の業務を履行した実績を有する者で、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

3 入札手続等

(1) 問合せ先

名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター6階

国際芸術祭「あいち」地域展開事業実行委員会事務局

(愛知県県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室内)

電話 052-971-0622

ファクシ 052-971-6115

E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

(2) 現地説明会

現地説明会は実施しない。現地確認を希望する場合は、あらかじめ(1)の問合せ先に令和6年9月3日(火)から9月5日(木)までの期間内に、その旨の電話連絡し、日程調整すること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を以下のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和6年9月3日(火)から9月11日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参及び、「特定記録」などの配達記録が残る手段による郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(4) 業務内容に関する質問

質問は、次のとおり文書(様式自由。ただし国際芸術祭「あいち」地域展開事業実行委員会あてとして、代表者名により提出すること。)を電子メールで提出すること。

ア 質問受付期間

令和6年9月3日(火)から9月9日(月)午後5時まで(必着)

イ 質問提出先

国際芸術祭「あいち」地域展開事業実行委員会

E-mail triennale@pref.aichi.lg.jp

ウ 質問の回答

回答書は、令和6年9月10日(火)までに、国際芸術祭「あいち」地域展開事業公式Webページ(<https://aichitriennale.jp/aichi-art/>)において、入札公告を提示しているダウンロードページに、添付資料として掲載する。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 入札及び開札の日時

令和6年9月19日(木) 午前10時30分

イ 入札及び開札の場所

愛知芸術文化センター7階 会議室3

(愛知県名古屋市東区東桜1-13-2)

ウ 提出方法

入札は「愛知県建設工事関係入札者心得書」に準じて(「愛知県」を国際芸術祭「あいち」地域展開事業実行委員会と読み替える)行う。ただし、様式は本件入札公告を掲示しているダウンロードページに添付資料として掲載するものを用い、持参による提出とし、郵送及び電子媒体によるものは受け付けない。

(6) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の7第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積金額の100分の5以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条の3の各号いずれかに該当するときは入札保証金の全部又は一部を免除する。

(3) 契約保証金

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16第1項に規定する契約保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、愛知県財務規則第129条の3の各号いずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 入札の無効

ア 愛知県財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札は無効とする。

イ 必要な提出書類がない場合や内容に不備(入札書の提出者名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等)がある場合には、無効とする。

(5) 契約書作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(6) 落札者の決定方法

愛知県財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低

価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」1(1)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

(8) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」1(1)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

(9) 妨害等に対する報告義務等

契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに国際芸術祭「あいち」地域展開事業実行委員会に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(10) その他

談合、贈賄等により生ずる損害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、契約書に基づき損害賠償を請求する。